

平成21年10月開始

## 個人住民税

### 公的年金からの特別徴収が始まります

(引き落とし)

既に「広報武雄6月号」にてお知らせしておりますが、いよいよ10月支給の公的年金から個人住民税の特別徴収（引き落とし）が始まります。

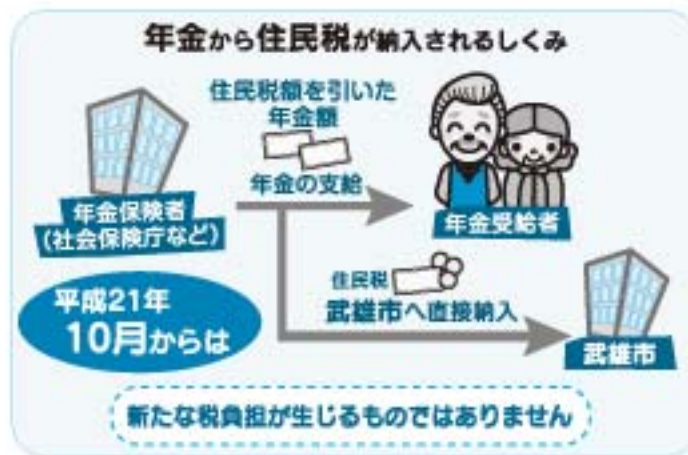
#### 引き落とし対象の方には

市役所税務課から6月19日付（または7月15日付）で通知した税額を引き落としさせていただきます。

#### 引き落としが中止になる場合

死亡や市外転出、税額の更正等があった場合には、年金からの引き落としを中止させていただきます。税の納付方法を納付書や口座振替に変更されていたりしますので、ご確認ください。

公的年金からの特別徴収について、詳しくは「広報武雄（平成21年6月号）」の「税務課からのお知らせ」をご覧ください。詳しくは、市ホームページ（くらしの便利帳）をご覧ください。



同政策部 税務課  
TEL 023-99-0220



担当: 独田

皆さまのご協力をお願いします

## 10月1日は浄化槽の日

10月1日は、昭和60年10月1日に浄化槽法が全面施行されたことを記念した「浄化槽の日」です。

#### ①日常生活での生活排水

私たちが日常生活を送るなかで、一日一人あたり約200L（リットル）の生活排水量（台所や風呂等の生活雑排水で約150L、水洗トイレからの排水で約50L）があり、そのなかに含まれる汚濁物質の量（BOD）は約40グラムと言われています。

※BODとは？

水の汚れ具合を表す指標で、水の汚れを微生物が分解するために必要な酸素量を表したものです。BODの値が低いほど水質が良好であることを示します。

#### ②処理形態の違い

①し尿汲み取りのみの場合、トイレからの排水については、し尿処理場で処理されますが、生活雑排水についてはそのまま放流されてしまいます。

②合併処理浄化槽を使用した場

合、水洗トイレからの排水と生活雑排水の両方を処理できるだけでなく、公共下水道と同等の高い処理能力があります。

#### ③市の取り組み

市では、従来からの「個人設置型浄化槽（補助金）事業」に加え、今年4月から、集合処理計画区域外にお住まいの方を対象とした「戸別浄化槽（市設置型）事業」を開始して、合併処理浄化槽の設置を積極的に推進しています。

水質保全はもとより、トイレの水洗化による快適な住環境作りにも役立ちますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

各事業の詳細については、下水道課までお問合せいただくか、市のホームページ（くらしの便利帳）にも各事業の概要について掲載していますので、ご覧ください。

同まちづくり部

下水道課

TEL 023-99-118



担当: 廣田

